

## ■西いぶり広域連合公共建築物長寿命化計画【概要版】

### 1. 計画の背景、目的及び計画期間

#### (1) 計画の背景

西いぶり広域連合では、所有する公共建築物の維持管理等を的確に実施するため、また、限られた財源の中で、持続可能な施設サービスを提供しつつ、将来世代に負担を残さないため、今後の改修計画の方向性をまとめた長寿命化計画を策定することとした。

#### (2) 計画の目的

- ① 公共建築物の安全性・機能性の確保
- ② 公共建築物の長寿命化
- ③ 公共建築物の改修工事費の平準化
- ④ 公共建築物の改修工事費の縮減

#### (3) 計画期間

令和3年度から令和22年度までの20年間とする。

### 2. 対象となる施設

リサイクルプラザ、げんき館ペトトル、共同電算センター、最終処分場（計量・管理棟、浸出水処理棟、ポンプ室）

### 3. 基本方針

#### (1) 目標使用年数

鉄筋コンクリート造・鉄骨造：65年、木造：40年

#### (2) 改修計画に係る基本方針

- ① 利用者等の安全を確保し、かつ各施設の機能の発揮を大前提とする。
- ② 過去の改修頻度や費用を基本とし、現実から乖離した計画としない。
- ③ 改修頻度は、過去の例のほか、一般的な更新周期も参考とする。
- ④ 可能な範囲で「予防保全」の考え方を取り入れる。

#### (3) 改修計画に係る保全方針

##### ① 保全対応の種類

記号	種類	対処方法
a	予防保全	劣化状況や耐用年数を考慮し予防の視点から計画的に改修を実施
b	事後保全	劣化・機能停止等を発見次第、適宜、改修を実施

##### ② 保全対応の方針・更新周期の目安

種別	部位	具体例	対応方針	更新周期
建築	屋根	屋上防水、屋根鋼板	a	20年
	外部仕上	外壁、シーリング	b	20年
電気設備	受変電設備	配電盤、変圧器、コンデンサ	a	30年
	防災設備	自動火災報知設備	a	20年
	昇降機	エレベーター	a	25～30年
	非常電源	自家発電装置	a	30年
機械設備	熱源	ボイラー	a	15～20年
	空調設備	冷温水器、冷却塔	a	30年
	消火設備	屋内消火栓、スプリンクラー	a	30年
	プラント設備	水処理設備、破砕選別施設	a	15～20年

※更新周期は目安であり、実際の更新は劣化状況等に合わせて柔軟に対応する。

### 4. 建築物の状態(劣化状況調査の結果)

A：劣化なし B：一部劣化あり C：広範囲に劣化あり D：早急な対応が必要 ※設備は更新周期で判断

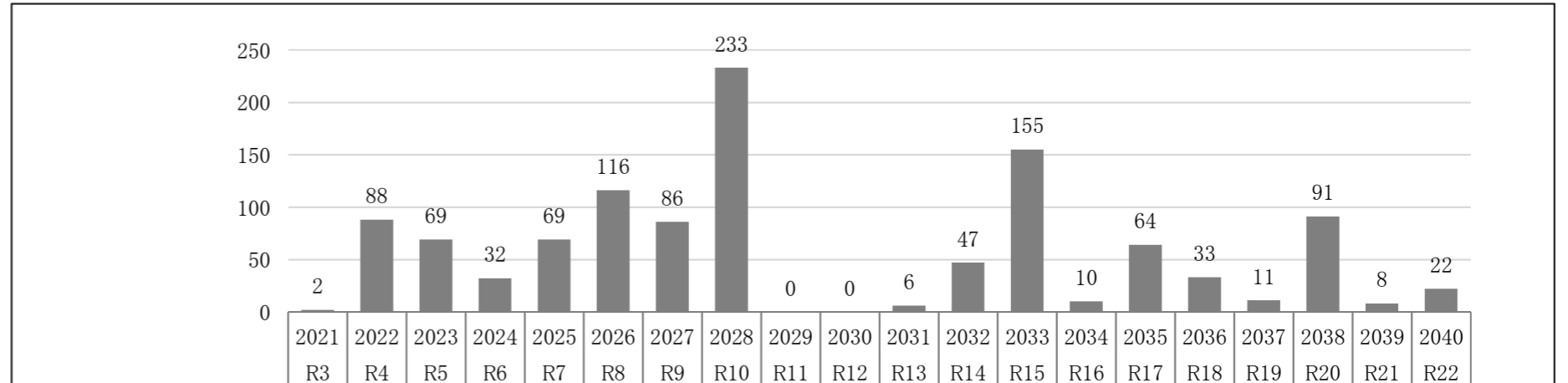
施設名	建築									電気設備				機械設備							
	外部仕上					内部仕上				電力引込	自家発電設備	防災設備	昇降機	給水設備	給湯設備	排水設備	消火設備	熱源	空調設備	プラント設備	ろ過設備
	屋上防水	屋根鋼板	庇	外壁仕上	外部建具	床	壁	天井	建具												
リサイクルプラザ	B	A	—	B	B	A	A	B	A	B	—	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—
げんき館ペトトル	B	B	B	B	B	A	A	B	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	—	A
共同電算センター	—	A	A	B	B	B	A	A	B	A	B	B	—	A	A	—	A	—	A	—	—
最終処分場/計量・管理棟	—	A	—	A	A	B	B	A	B	A	—	—	—	A	—	—	—	—	B	—	—
最終処分場/浸出水処理棟	B	—	B	B	B	B	B	A	B	A	—	—	—	—	—	—	—	—	B	B	—
最終処分場/ポンプ室	B	—	B	C	C	C	B	B	—	A	—	—	—	B	C	B	—	—	B	—	—

### 5. 個別施設計画

※「電気」は電気設備、「機械」は機械設備、「プラント」はプラント設備、「ろ過」はプール循環ろ過設備を表す。

施設名	おおよその改修時期・主な改修内容																				概算工事費(百万円)
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	
リサイクルプラザ			プラント調査	プラント改修	屋根改修	プラント改修	プラント改修	プラント改修					電気改修		屋根改修					機械改修	1,142
げんき館ペトトル		ろ過改修	電気改修		屋根改修			ろ過改修					電気改修	機械改修				屋根改修			
共同電算センター		機械改修	屋根改修					外壁改修					電気改修		機械改修	機械改修		電気改修	機械改修		
最終処分場/計量・管理棟			電気改修		屋根改修																
最終処分場/浸出水処理棟			屋根改修		電気改修										屋根改修				機械改修		
最終処分場/ポンプ室	原則、小規模修繕で対応																				

### 6. 年度別の概算改修費用 (単位:百万円)



### 7. 計画の見直し

個別施設計画の見直しは毎年行い、それ以外の劣化状況調査等については、おおむね5年毎に見直しを行うものとする。